

井戸水使用 下水道使用料計算について

井戸水については、水道水と違って公設のメーターが設置されていないため、正確な使用水量を測ることができません。そのため、井戸水を使用して下水道に流入させている物件については、基本的に認定水量により下水道使用料を課金することになります。計算方法は以下のとおりです。

使用箇所	認定水量(1人1ヶ月当たり)			今回該当
	井戸のみ	水道・井戸併用	無し	
台所	1.6 m ³	0.8 m ³		m ³ …①
洗面・手洗	0.8 m ³	0.4 m ³		m ³ …②
風呂	1.6 m ³	0.8 m ³		m ³ …③
洗濯	1.8 m ³	0.9 m ³		m ³ …④
トイレ	1.2 m ³	0.6 m ³		m ³ …⑤

1ヶ月認定水量 _____ m³…⑥ (①～⑤の合計)

井戸水使用人数 _____ 人…⑦

1回請求当たりの認定水量 ⑥×⑦×2 か月= _____ m³…⑧

※小数点以下は四捨五入

料金の計算方法

① 井戸のみ使用の場合

⑧の井戸水使用水量を元に下水道使用料を計算します。

② 井戸及び水道を併用している場合

水道メーターで検針した水道使用水量に⑧の井戸水使用水量を加算して下水道使用料を計算します。

- ・井戸使用箇所及び井戸水使用人数に変動がある場合は認定水量も変動します。
- ・使用箇所及び人数の変更については使用者の自主申告によります。
- ・ただし、使用箇所及び人数の現状を定期的に確認するため、年に1回上下水道課より申告書を送付し、現状を申告していただきます。

例外：使用者が井戸水用の自主メーターを設置する場合

井戸水の使用水量をメーターによって測る場合は次のとおり取り扱います。

- ・メーターは使用者自らの責任と負担において設置していただきます。
- ・使用者は2ヶ月に1度、指定する期日においてメーターの指示数を検針し、上下水道課に報告していただきます。
- ・上下水道課は報告された水量に基づき下水道使用料を計算します。

※この認定水量の適用は一般家庭のみとし、事業所等においては必ず自主メーターを設置し、排水量申告をしていただきます。